

# 大津橋交番だより

## ヘルメット 命のお守り 忘れずに

～自転車を安全に利用しよう～

自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があります。「自転車安全利用五則」を始めとする交通ルールを正しく守り、実行しなければなりません！

### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行！  
歩道は例外、歩行者優先！
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認！
- 3 夜間はライトを点灯！
- 4 飲酒運転は禁止！
- 5 ヘルメットを着用！



令和8年4月1日から、自転車の違反にも青切符（交通反則通告制度）が導入されました！  
※取り締まり対象年齢は16歳以上！



## ニセ警察詐欺等にご注意を！

- ・警察官を名乗る詐欺被害が多発！  
被害者の約7割が20～30代！国際電話からの着信！LINEに誘導されて被害に遭っています！  
警察は、対面以外での取り調べはしません！
- ・SNS型投資・ロマンス詐欺が増加中！  
SNSやマッチングアプリを通じて、対面せずに被害に遭っています！（被害の8割が投資詐欺！）



【大津橋交番管内犯罪発生状況（3月中）】

自転車盗	施錠有	施錠無	万引き	置引き	侵入盗	自動車盗	車ねらい	その他	合計
5	1	4	0	0	1	1	0	9	16